

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により 6 か月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻いたします。

- 1, 入社後 1 か月以内に退職した場合 80%
- 2, 入社後 1 か月超 3 か月以内に退職した場合 50%
- 3, 入社後 3 ヶ月超 6 か月以内に退職した場合 20%

ただし、求人者と当社の契約において上記と異なる取り決めをすることもございます。

以上